

# 第7章 経営局

## 第1節 農業経営政策

### 1 農業者戸別所得補償制度（平成25年度は経営所得安定対策）

#### (1) 趣 旨

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など大変厳しい状況にある。また、海外での穀物需給や国内での担い手の育成・確保の状況を見ると、国内の生産力を確保することが重要である。

このため、農業者戸別所得補償制度を実施した。

#### (2) 制度の概要

ア 米の所得補償交付金（平成25年度は米の直接支払交付金）

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。

#### (ア) 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」又は「集落営農」

#### (イ) 交付単価

「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分（15,000円/10a）を全国一律で直接交付。

#### (ウ) 交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10a控除して算定。

イ 米価変動補填交付金

「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付。

なお、24年産米については、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回らなかったため、交付金は交付されなかった。

ウ 水田活用の所得補償交付金（平成25年度は水田活用の直接支払交付金）

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付。

#### (ア) 交付対象者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する「販売農家」又は「集落営農」

#### (イ) 交付単価

##### a 戦略作物助成

- ・ 麦、大豆、飼料作物 35,000円/10a
- ・ 米粉用米、飼料用米、WCS用稲 80,000円/10a
- ・ そば、なたね、加工用米 20,000円/10a

##### b 二毛作助成

水田における主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して15,000円/10aを助成。

##### c 耕畜連携助成

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）に対して13,000円/10aを助成。

##### d 産地資金

地域の実情に即して、①水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援。

この資金の活用に当たっては、都道府県の判断で畑地を対象とすることも可能。

エ 畑作物の所得補償交付金（平成25年度は畑作物の直接支払交付金）

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。支払は数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付する仕組。

#### (ア) 交付対象者

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」又は「集落営農」

#### (イ) 対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

#### (ウ) 交付単価

##### a 数量払

「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付。

○ 平均交付単価

・ 小麦	6,360円/60kg
・ 二条大麦	5,330円/50kg
・ 六条大麦	5,510円/50kg
・ はだか麦	7,620円/60kg
・ 大豆	11,310円/60kg
・ てん菜	6,410円/t
・ でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/t
・ そば	15,200円/45kg
・ なたね	8,470円/60kg

b 営農継続支払

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、20,000円/10aを直接交付。

オ 加算措置

(ア) 品質加算（畑作物の所得補償交付金の中で措置）

麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行った。

(イ) 規模拡大加算（平成25年度は規模拡大交付金として「担い手への農地集積推進事業」の中で実施）  
農地利用集積円滑化団体を通じて、面的集積（連坦化）がなされた農地に利用権を設定して経営規模の拡大をした場合に20,000円/10aを支払う。

(ウ) 再生利用加算（平成25年度は再生利用交付金）  
地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地は20,000円/10a、条件不利地は30,000円/10aを最長5年間支払う。

(エ) 緑肥輪作加算（平成25年度は産地資金に統合）  
畑において、輪作作物の間に1年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合（休閑緑肥）に、その作付面積に応じて10,000円/10aを支払う。

(3) 支 払 実 績

ア 支払額

平成24年度の本制度の支払額は5,603億円となっており、内訳は、米の所得補償交付金が1,552億円、水田活用の所得補償交付金が2,223億円、畑作物の所得補償交付金が1,781億円、加算措置が47億円となった。

イ 支払対象者数

本制度の支払対象者数は1,118,436件となっており、内訳は、米の所得補償交付金が980,601件、水田活用の所得補償交付金が518,853件、畑作物の所得補償交付金が76,180件、加算措置11,389件となった。

ウ 支払面積、数量

本制度の支払面積・数量は、次のとおりとなった。

(ア) 米の所得補償交付金 1,034,443ha

(イ) 水田活用の所得補償交付金

・ 麦	165,955ha
・ 大豆	105,338ha
・ 飼料作物	102,239ha
・ 米粉用米	6,372ha
・ 飼料用米	34,316ha
・ WCS用稲	25,410ha
・ そば	37,150ha
・ なたね	535ha
・ 加工用米	32,448ha

(ウ) 畑作物の所得補償交付金

・ 小麦	824,741t
・ 二条大麦	44,352t
・ 六条大麦	38,901t
・ はだか麦	11,187t
・ 大豆	198,387t
・ てん菜	3,649,972t
・ でん粉原料用ばれいしょ	772,607t
・ そば	39,984t
・ なたね	1,637t

(エ) 加算措置

・ 規模拡大加算	21,564ha
・ 再生利用加算	564ha
・ 緑肥輪作加算	2,251ha

2 水田・畑作経営所得安定対策

(1) 趣 旨

我が国の土地利用型農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律にも対応し得るよう、これまで全農家を対象とし、品目毎の価格に着目して講じてきた施策を、担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換するものとして、平成19年度から本対策を導入した。

平成23年度からの農業者戸別所得補償制度（平成25年度は経営所得安定対策）の本格実施に伴い、本対策のうち、生産条件不利補正交付金の交付に係る対策は、同制度の畑作物の所得補償交付金（平成25年度は畑作物の直接支払交付金）の交付に係る対策として実施することとなり、収入減少影響緩和交付金の交付に

係る対策は引き続き存置することとなった。

## (2) 収入減少影響緩和対策（平成25年度は経営所得安定対策の中で実施）の概要

対象農産物に係る対象農業者の当年産の収入の額が、対象農産物に係る対象農業者の標準的な収入の額を下回った場合に、その減収額の9割を対象として、国費を財源とする交付金の交付とそれに伴い農業者が自ら積み立てている積立金の返納により補てん。

### ア 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

### イ 対象農業者

認定農業者は4ha以上（北海道10ha以上）、集落営農組織は20ha以上の経営規模を有することが原則。

## (3) 平成24年産の加入申請状況

### ア 申請経営体数

本対策の申請経営体数は、全国で70,878件、うち認定農業者66,609件、集落営農組織4,269件となった。

### イ 生産予定面積

本対策に加入した経営体の品目別の生産予定面積は、次のとおりとなった。

・ 米	430,898ha
・ 4麦	224,274ha
・ 大豆	98,097ha
・ てん菜	56,765ha
・ でん粉原料用ばれいしょ	12,978ha

## 3 担い手の育成・確保

### (1) 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保

地域農業の担い手の育成については、食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）において、戸別所得補償制度の導入により、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規就農者を幅広く確保し、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組を後押しすること等により、競争力ある経営体の育成・確保を図ることとしている。

具体的には、

ア 地域農業の担い手の中心となる家族農業経営については、認定農業者制度を活用した、規模拡大や経営の多角化・複合化

イ 小規模農家や兼業農家も参加した集落営農については、新たな組織づくりや集落営農の法人化、6次

産業化

ウ 雇用創出等により地域の所得向上や活性化に寄与する法人経営については、人材の育成や施設・機械の整備、資金調達の円滑化、経営の多角化・複合化等の取組を、地域や経営体の実態に合わせて支援することとしている。

このため、戸別所得補償制度により、担い手を含めた意欲ある農業者の経営の安定を図るとともに、意欲ある農業者の資金調達を支援するための低利融資や無担保、無保証人での融資、経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械・施設等の整備に係る支援、新規就農者の農業技術・ノウハウ取得のための研修支援等を実施した。

### (2) 農業経営基盤強化法の運営

#### ア 農業経営基盤強化促進法の趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものである。

#### イ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村は、それぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針（基盤強化法第5条の規定に基づき都道府県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針をいう。以下同じ。）及び基本構想（基盤強化法第6条の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）を作成し、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標等を定めることとしている。なお、基本構想は、1,659の市町村（特別区を含む。）で策定されている（平成25年3月末時点）。

#### ウ 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する。

この認定農業者に対しては、日本政策金融公庫による必要な資金の貸付け、農業委員会による農地利用集積の支援、税制上の特例措置等の施策を重点的

に実施することとしている。なお、認定農業者数については、233,386（前年同月比4,136（1.7%）の減少）となった（平成25年3月末時点）。

#### エ 農業経営基盤強化促進事業

市町村においては、基本構想で明らかにした育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を育てていくため、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業の実施を促進する事業、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進する事業（委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業等）により、農業経営基盤の強化を総合的に推進することとしている。なお、農用地利用改善事業においては、特に将来の農業の担い手の確保に不安がある地域において、地域の農用地の利用を集積して適切に管理し、有効利用する特定農業法人や特定農業団体が明確化されているところである。特定農業法人数は836（前年同月比11（1.3%）の減少）、特定農業団体は1,474（前年同月比147（9.0%）の減少）となった（平成25年3月末時点）。

##### (3) 「人・農地プラン」の推進

農業者の高齢化・耕作放棄地の増加等に対して、担い手の育成・確保、担い手への農地集積を進めるため、地域の話し合いにより、

- ・ 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ・ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ・ 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

等を明らかにした「人・農地プラン」の作成を推進した。

なお、平成25年3月末において、プランを作成しようとする1,560市町村のうち、1,312市町村（84%）でプランの作成に至った。

#### 4 新規就農者・青年農業者の育成・確保

基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳（平成22年）と高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するためには、年間2万人の青年新規就農者が定着することが必要である。

しかしながら、近年、40歳未満の若い就農者は1万5千人前後にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度となっていることから、青年新規就農者を大幅に

増大させるための支援を行った。

##### (1) 新規就農・経営継承総合支援事業

#### ア 新規就農者確保事業

##### (ア) 青年就農給付金

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（年間150万円、最長2年間）及び経営が不安定な就農直後（年間150万円、最長5年間）の所得を確保する給付金を給付した。

（予算額10,400百万円）

（予備費995百万円）

（補正額7,693百万円）

##### (イ) 農の雇用事業

青年の農業法人へ雇用就農を促進するため、農業法人が新規就業者を雇用して実施する実践的な研修（年間最大120万円、最長2年間）に対して支援した。

（予算額2,580百万円）

（予備費1,107百万円）

（補正額2,183百万円）

#### イ 農業者育成支援事業

##### (ア) 技術習得支援事業

##### a 高度農業経営者教育機関への支援

地域農業のリーダーとなる農業経営者を育成するため、民間法人等が地域の農業経営者育成の中核となる教育機関と連携して行う、①地域の中核教育機関の学生、新規就農者、農業者等を対象とした高度な経営力養成のための研修、②地域の中核教育機関の講師や農業法人等の指導者を対象とした指導力向上研修等を支援した。

（予算額97百万円）

##### b 地域の中核教育機関への支援

農業大学校等地域の農業経営者育成の中核となる教育機関が行う、①教育改善計画の作成、②教育改善計画に基づく新たな教育の実施、教育体制の強化、教育施設の整備について支援した。

（予算額292百万円）

##### (イ) 新規就農等相談支援事業

##### a 就農情報の提供、就業相談の実施

就農希望者と農業法人等のマッチングを図るため、全国新規就農相談センター及び都道府県新規就農相談センターにおける求人情報等の収集・提供、個別就農相談、法人就業相談会の開催等を実施した。

## b 短期就業体験の実施

農業知識・経験不足等による就業時のミスマッチを防止し、新規雇用者の定着を促進するため、農業法人等の短期就業体験の実施を支援した。

(予算額206百万円)

## (2) 就農支援資金

新たに就農しようとする青年等に対し、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修に必要な資金、その他就農準備に必要な資金、経営開始時の機械・施設等の導入に必要な資金について無利子貸付けを行った。平成24年度の貸付実績は、843件、34.1億円であった。

(予算額675百万円)

## 5 経営体育成支援等

新規就農者、意欲ある経営体、集落営農組織など多様な経営体が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用機械・施設の整備等を支援した。

## (1) 経営体育成支援事業（当初）

## ア 一般型

## (ア) 新規就農者補助事業

新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械等導入の初期投資の軽減を支援した。

## (イ) 融資主体型補助事業

意欲ある経営体が融資を受け、農業用機械等を導入する際、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援した。

## (ウ) 追加的信用供与補助事業

融資主体型補助事業に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援した。

## (エ) 集落営農補助事業

集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械の導入を支援した。

## イ 条件不利地域型

経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援した。

## ウ 被災農業者向け経営体育成支援事業及び梅雨前線豪雨等被災農業者向け経営体育成支援事業

平成23年度冬期の大雪、平成24年4月の暴風雨及び平成24年5月の突風、降ひょう及び平成24年6月8日から7月23日までの間の豪雨、暴風雨による農

業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧を緊急的に支援した。

(予算額6,346百万円)

## (2) 経営体育成支援事業（補正）

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用機械・施設の整備等を都道府県及び市町村を通じ支援した。

## ア 融資主体型補助事業

中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する際、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援した。

## イ 追加的信用供与補助事業

融資主体型補助事業に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援した。

(補正額3,417百万円)

## (3) 経営体育成交付金

意欲ある多様な経営体を育成・確保するため、平成22年度認定地区における共同利用施設の残事業について引き続き支援した。

(予算額169百万円)

## (4) 特定地域経営支援対策事業

## ア アイヌ農林漁業対策事業

北海道のアイヌ住民の居住地区における農林漁業は他の地区に比べ、経営規模が零細で生産性が低いことから、アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、農林漁業経営の近代化のための施設等の整備を支援した。

(予算額281百万円)

## イ 沖縄農業対策事業

沖縄県における地理的・自然的条件や特有の歴史的・社会的条件の不利による本土農業との格差是正を図るため、意欲ある多様な経営体の育成に必要な施設等の整備を支援した。

(予算額911百万円)

## (5) 人権問題啓発事業

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に即して、農林漁業関係団体の人権意識の向上のための啓発活動を推進した。

## ア 人権問題啓発推進事業

全国農林漁業団体が、当該職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動

を支援した。

(予算額8百万円)

#### イ 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業

農林漁業団体職員や農業生産法人、集落営農組織等を対象に、人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を実施した。

(予算額16百万円)

## 6 女性の能力の積極的な活用

農業就業人口の過半を占める女性は、農業や地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化の担い手としても大きく期待されていることから、その能力の発揮を一層促進する必要がある。

女性の能力の積極的な活用を進める観点から、以下の施策を講じた。

### (1) 企画・立案段階からの女性の参画促進

地域農業に関する方針を企画・立案する段階から女性の参画を促進するため、市町村等の単位で地域農業の目指すべき方向や確保すべき経営体の姿を定める「人・農地プラン」の検討にあたって、女性が概ね3割以上参画することを要件化した。

### (2) 6次産業化などにチャレンジする女性への支援

6次産業化などにおける女性の実践活動を促進するため、関連する補助事業において、女性農業者等が応募した場合に優先的に採択される枠（女性起業家枠）の設定や、ポイントを加算することによって女性農業者が採択されやすくする等の配慮をした。

### (3) 女性経営者発展支援事業

女性経営者の発展を支援するため、女性経営者相互のネットワークの形成や、異業種・民間企業との交流・情報交換の場づくり等の取組を全国段階及び地域段階において推進した。

(予算額105百万円)

### (4) 男女共同参画加速化事業

農山漁村の男女共同参画への理解・気運醸成を図り、女性農業者等の経営・社会参画を一層促進するため、民間団体がブロックレベルで展開する研修等を支援した。

(予算額58百万円)

## 7 多様な人材の育成・確保

高齢者、障害者といった地域の多様な人材が農業・農村でいきいきと活躍できる環境づくりに向けた取組を支援した。

### (1) 農村高齢者活動支援事業

知識・技術が豊富な農村高齢者の活動を助長するた

め、農村の高齢者グループ等が行う起業等の活動、健康に関する知識の指導等の健康管理活動、福祉・医療現場において農村高齢者が農作業指導を行う仕組みづくりを支援した。

(予算額23百万円)

### (2) 障害者就労支援事業

農業分野における障害者就労を推進するため、NPO法人等が行う、農業者等に障害者就労の先進事例や就労マニュアル等の普及啓発、障害者支援のための組織づくりや研修会の開催等を支援した。

(予算額14百万円)

## 第2節 農地制度

### 1 農地集積の状況

#### (1) 農地の権利移動面積の状況

農地の権利移動については、昭和50年以降、所有権移転（売買）によるものから利用権の設定（貸借等）によるものに重点が移ってきている。

売買と貸借等を合わせた年間の農地の権利移動面積（世帯内の移動等（子供への贈与、使用貸借）を除く）については増加傾向にあり、平成23年は約20万haとなっている。このうち、貸借等によるものが8割以上を占めており、そのほとんどは農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定によるものである。

#### (2) 土地利用型農家の経営規模の状況

20ha以上の規模の経営体が耕作する面積は平成17年においては96万haであったが、平成22年は、全国耕地面積の約3割（119万ha）となっており、5年間で24万ha増加している。

#### (3) 一般法人の農業参入の状況

改正農地法により、農地のすべてを適正かつ効率的に利用すること等基本的な条件を満たせば、一般法人が全国どこでも農地を貸借できるようになった。改正農地法の施行後約3年で新たに1,158法人（平成25年3月末）が参入しており、施行前は約6年半で436法人（平成21年12月末）が参入したことと比べ大きく増加している。

### 2 農地集積対策

#### (1) 農地利用集積円滑化事業

農地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、改正農地法により、農業経営基盤強化促進法に位置付けられたものである。

本事業は、市町村の承認を受けた者（農地利用集積

円滑化団体)が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする事業であり、次の事業からなる。

ア 農地所有者代理事業

農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業(当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む)。

イ 農地売買等事業

農地利用集積円滑化団体が農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業。

ウ 研修等事業

農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業。

(2) 規模拡大加算

農地利用集積円滑化団体を通じて、農地の面的集積(連坦化)を図るため、農地の利用権を設定して規模拡大を行った経営体に対して支援を実施。平成24年度の規模拡大加算の支払実績は、金額が約43億円、面積が約2.2万haであり、昨年度の実績を上回った。

(所要額 10,000百万円)

(3) 農地集積協力金

平成24年度新規事業として、集落・地域での話し合いにより決められた地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者に対して農地集積協力金を交付。平成24年度の支払い実績は、金額が17億円、面積が5千haであった。

(予算額 6,500百万円)

(4) 農地保有合理化事業

ア 農地保有合理化事業

昭和45年に創設され、平成5年には農業経営基盤強化促進法に位置付けられたもので、農地保有合理化法人が農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するために行う次の事業からなる。

平成22年度における農地保有合理化事業の実績は表〇のとおりである。

(ア) 農地売買等事業

経営規模縮小農家等から農用地等を買入れ又は借り受けて、当該農用地等を認定農業者等に売り渡し又は貸し付ける事業。

(イ) 農地売渡信託等事業

経営規模縮小農家等から農地保有合理化法人が

農用地等の売渡信託を引き受けるとともに、委託者に信託を引き受けた農用地等の価格の一定割合の資金を無利子で貸し付ける事業。

(ウ) 農地貸付信託事業

不在村農地所有者の農用地等を農地保有合理化法人が貸付けの方法により運用することを目的に信託を引き受ける事業。

(エ) 農業生産法人出資育成事業

農地保有合理化法人が買入れた農用地等を農業生産法人に現物出資又は農地の仲介と併せて金銭出資するとともに、その出資により取得した持分を農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡する事業。

(オ) 研修等事業

農地保有合理化法人が、新規就農希望者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業。

表1 農地保有合理化事業の実績(平成23年度)

(単位:件、ha)

	買入れ	売渡し	借受け	貸付け
件数	3,061	3,087	2,569	1,906
面積	6,422	6,162	1,441	1,865

イ 農地保有合理化法人

農地保有合理化法人である都道府県農業公社については、全都道府県に設置されている(47法人)。

ウ 社団法人全国農地保有合理化協会の活動

社団法人全国農地保有合理化協会は昭和46年に設立されたものであるが、平成7年の農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(平成7年法律第4号)により、農地保有合理化法人の行う業務を支援する法人として「農地保有合理化支援法人」が位置付けられたことに伴い、同年4月に農林水産大臣より農地保有合理化支援法人として指定を受けた。

同協会が行う事業内容は、農地保有の合理化、農用地の整備その他農業構造の改善に資する事業についての啓発、宣伝及び推進、農地保有の合理化に関する事業の適正かつ円滑な運営を図るための指導助言、農地保有の合理化に要する資金の供給、助成、債務の保証、その他各種調査・研究等である。

エ 関連事業(農地移動適正化あっせん事業)

昭和44年の農業振興地域の整備に関する法律の制定を受けて創設されたもので、農業委員会が農用地区域内の土地の権利の設定又は移転について、その

権利の移動が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようあつせんする事業。

農地移動適正化あつせん事業の実績は表2のとおりである。

表2 農地移動適正化あつせん事業実績

事業実施 市町村数	売 買		交 換		賃 貸 借		そ の 他		総 数		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
											件数
22年度	657	6,107	10,882	142	145	14,244	18,824	1,840	2,933	22,333	32,784
23年度	514	5,853	17,589	65	18	13,305	25,061	1,088	1,534	20,311	44,201

(5)農地法に基づく遊休農地解消措置

改正農地法に基づき、農業委員会は農地の利用状況調査、遊休農地解消措置等の能動的活動等を実施しており、遊休農地解消措置の平成23年の指導実績は、139,947件（21,620ha）となった。

3 耕作目的の農地の権利移動の状況

(1) 耕作目的の農地の権利移動の状況

ア 総権利移動の動向

平成23年の耕作目的の農地の総権利移動（農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動の合計）は、全体で42万530件（対前年比104.6%）、23万7,863ha（同110.4%）となった。

イ 所有権耕作地有償所有権移転

所有権耕作地有償所有権移転（農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づくものの合計）は、平成23年は北海道では、件数、面積ともに増加し、逆に都府県において件数、面積ともに減少し、全国で見ると、件数で4万6,858件（対前年比92.4%）、面積で2万8,212ha（同100.0%）となった。

ウ 農地法に基づく賃借権の設定等

(ア) 賃借権の設定

賃借権の設定は、平成23年は6,375件（対前年比105.8%）、6,280ha（同98.6%）となった。

(イ) 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、平成23年は1万180件（対前年比85.4%）、2万5,951ha（同121.4%）となった。

エ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定

利用権の設定（農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託による権利の設定の合計）は、平成23年は33万7,672件（対前年比107.9%）、16万5,875ha（同112.0%）となった。

(2) 賃貸借の解約、利用権の終了の状況

ア 農地法に基づく賃貸借の解約等（転用目的の解約等を含む。）

農地法に基づく賃貸借の解約と農業経営基盤強化促進法に基づく利用権（賃借権）の中途解約の合計は、平成23年は4万3,945件（対前年比105.9%）、2万4,329ha（同106.7%）となった。

イ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の終了

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成23年中に利用権が終了したものは15万6,616件（前年比99.7%）、6万5,964ha（同102.4%）であった。

ウ 利用権の再設定

利用権（賃借権）が終了したもの（再設定の有無不明は除く。）のうち、平成23年中に利用権を再設定したものは件数で75.1%（面積77.3%）を占めており、再設定予定のもの（平成23年中には再設定しなかったが、平成24年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のもの）は、件数で10.6%（面積9.7%）を占めている。

第3節 農業委員会制度

1 制度の概要

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置されている。農業委員会数は、平成24年10月1日現在1,710委員会となっている。

また、都道府県段階に都道府県農業会議、全国段階に全国農業会議所が置かれ、農業委員会の行う活動を効果的に実施するための推進機関としての役割を果たしている。

改正農地法により、不適正利用時の許可取り消しや遊休農地対策等において、農業委員会の機能が大幅に



強化されたところであり、現場で農地制度の運用を担う農業委員会の役割はますます重要になっている。

## 2 農業委員会等に対する国庫補助

農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所に係る国庫補助としては、以下のとおりである。

### (1) 農業委員会に係る国庫補助

ア 農業委員会が農地法等の事務を適切かつ円滑に行うための農業委員手当及び職員設置等の基礎的な経費  
(予算額 4,744百万円)

イ 農業委員会による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に要する経費  
(予算額 2,181百万円の内数)

### (2) 都道府県農業会議に係る国庫補助

ア 農地法に基づく事務を適切かつ円滑に行うための会議員手当及び職員設置に要する経費  
(予算額 521百万円)

イ 広域的な農地の利用関係の調整、農地相談員の設置、農業委員会等を対象とした研修会の開催等に要する経費  
(予算額 2,181百万円の内数)

### (3) 全国農業会議所に係る国庫補助

農業及び農業者に関する調査・研究等に要する経費  
(予算額 13百万円)

## 第4節 農業金融等

### 1 組金融の動き

平成25年度末からパーゼルⅢを踏まえた新たな自己資本比率規制が国内で実施されることとなっており、このうち第1の柱（最低所要自己資本比率）については、農林水産省及び金融庁において平成25年3月29日に自己資本比率告示を改正し、平成26年3月31日から施行することとした。

### (1) 農協の動き

#### ア 貯金

平成24年度末の貯金残高は89兆6,929億円となり、前年度末に比べ1兆4,966億円（1.7%）増加した。

#### イ 借入金

平成24年度末の借入金残高は2,597億円（このほか日本政策金融公庫（農林水産事業）から転貸用借入金2,039億円）となり、前年度末に比べ81億円（3.0%）減少した。

#### ウ 貸出金

平成24年度末の貸出金残高は21兆6,365億円（このほか日本政策金融公庫（農林水産事業）資金による貸出2,070億円、金融機関向け貸出1兆2,909億円）となり、前年度末に比べ4,364億円（2.0%）減少したため、貯貸率は25.0%から24.1%に減少した。

また、貸出金残高の短期、長期別の年度間増減をみると、前年度末に比べ短期貸出が1,392億円（10.7%）の減少、長期貸出が2,508億円（1.1%）の減少となった。

なお、長期貸出比率は95.0%で、前年度末に比べ0.5ポイント増加した。

#### エ 余裕金

農協の余裕金（現金を除く。）は、主として信農連への預け金および有価証券等で運用されており、その平成24年度末残高は67兆6,192億円で、前年度末に比べ2兆1,606億円（3.3%）増加した。

その運用内訳をみると、預け金が62兆8,735億円で前年度末に比べ2兆3,658億円（3.9%）増加し、余裕金の93.0%を占めた。このうち系統への預け金が62兆6,152億円で、余裕金全体の92.6%を占めており、前年度末より0.5ポイント増加した。

また、平成24年度末における有価証券保有残高は4兆7,374億円と前年度末に比べ2,060億円（4.2%）減少し、余裕金全体に占める割合も7.6%から7.0%に減少した。（表3）

表3 農協信用事業主要勘定

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金 (日本公庫 転貸資金 を除く)	貸出金(B) (日本公庫 資金、金 融機関貸 出を除く)	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
23年3月末	858,181	2,046	224,095	582,035	579,383	50,521	26.1
24年3月末	881,963	2,678	220,729	605,077	602,589	49,434	25.0
25年3月末	896,929	2,597	216,365	628,735	626,152	47,374	24.1

## (2) 信農連の動き

## ア 貯金

平成24年度末の貯金残高は56兆3,174億円となり、前年度末に比べ2兆1,236億円（3.9%）増加した。

## イ 借入金

平成24年度末の借入金残高は9,539億円となり、前年度末に比べ408億円（4.5%）増加した。

## ウ 貸出金

平成24年度末の貸出金残高は5兆4,086億円（金融機関向け貸出を除く）となり、前年度末に比べ635億円（1.2%）増加した。

この結果、年度末残高の貯貸率は、9.9%から9.6%に減少した。

## エ 余裕金

信農連の余裕金（現金を除く。）は、主として農林中金への預け金及び有価証券等で運用されており、その平成24年度末残高は52兆6,904億円で、前年度末に比べ2兆8,620億円（5.7%）増加した。

その運用内訳をみると、預け金が33兆5,444億円で余裕金の63.7%を占め、前年度に比べ2兆5,369億円（8.2%）増加した。このうち系統への預け金は33兆4,454億円で余裕金全体の63.5%を占めており、前年度末に比べ1.5ポイント増加した。また、平成24年度末における有価証券保有残高は18兆6,243億円と前年度末に比べ2,662億円（1.5%）増加したものの、余裕金全体に占める割合は36.8%から35.3%に減少した。（表4）

表4 信農連主要勘定

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金	貸出金(B) (金融機関貸 出を除く)	金融機関 貸出	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
23年3月末	533,331	8,191	53,591	15,703	304,059	302,970	176,825	10.0
24年3月末	541,938	9,131	53,451	15,133	310,075	309,052	183,581	9.9
25年3月末	563,174	9,539	54,086	14,988	335,444	334,544	186,243	9.6

## (3) 農林中央金庫の動き

## ア 預金

平成24年度末の預金残高は47兆4,564億円となり、前年度末に比べ3兆8,932億円（8.9%）増加した。

この預金を預かり先別に見ると、会員の残高が40兆5,683億円で、3兆1,405億円（8.3%）の増加、また、会員以外の残高も6兆8,879億円で、7,527億円（12.2%）の増加となった。

なお、預金残高総額に占める会員団体の業態別の割合は、農協系統が82.5%と大部分を占めており、水産系統3.0%、森林系統0.01%となった。

## イ 農林債券

平成24年度末の農林債券の発行残高は4兆6,192億円となり、前年度末に比べ5,064億円（9.8%）減少した。

## ウ 貸出金

## (ア) 会員貸出

平成24年度末の会員貸出金残高は2,973億円となり、前年度末に比べ226億円（8.2%）増加した。これを団体別に見ると、農協系統は2,612億円で269億円（11.4%）の増加、水産系統が219億円で33億円（13.0%）の減少、森林系統が138億円で

3億円（2.1%）の減少となった。

## (イ) 会員以外の貸出

平成24年度末の会員以外の貸出金残高は15兆8,303億円となり、前年度末より1兆4,493億円（10.0%）増加した。このうち、関連産業法人向けの貸出金残高は3兆3,704億円で、前年度末に比べ1,328億円（4.1%）の増加となった。他方、関連産業法人向け以外（農林水産業者、公共法人、金融機関等）の貸出金残高は12兆4,598億円で、前年度末に比べ1兆3,166億円（11.8%）増加した。

エ 貸出金以外の資金運用については、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち平成24年度末の有価証券保有残高は50兆723億円で、前年度末に比べ4兆4,169億円（9.6%）増加した。（表5）

表5 農林中央金庫主要勘定

	預金	発行債券	会 員 貸 出	会員以外の 貸 出	(単位：億円) 有価証券
23年3月末	409,570	54,216	2,027	137,996	430,700
24年3月末	435,631	51,256	2,747	143,810	456,554
25年3月末	474,564	46,192	2,973	158,303	500,723

資料：農林中央金庫ディスクロージャー誌単体の数値であり、単位未満は切り捨て。

(4) 農水産業協同組合貯金保険機構

農水産業協同組合貯金保険（貯金保険）機構は、貯金保険制度の運営主体として貯金保険法に基づき、昭和48年9月に設立された認可法人である。

貯金保険制度は、信用事業を行っている組合（農協、漁協等）に万一経営破綻が生じた場合、その貯金者に対し、貯金保険機構が保険金の支払い及び貯金等債権の買取り、資金援助等の措置により、貯金者の保護と信用秩序の維持に資することを目的としている。

貯金保険機構が、保険金の支払い等に必要な資金として積み立てている責任準備金は、平成24事業年度末において3,331億85百万円となっている。なお、平成17年4月以降のペイオフ全面解禁後は、組合の経営破綻は生じていない。

2 株式会社日本政策金融公庫の貸付計画等

(1) 貸付計画及び資金計画

平成24年度における貸付計画額は、資金需要の実勢及び東日本大震災の復旧・復興を勘案の上、前年度の3,600億円（補正予算後）から300億円減額の3,300億円（補正予算後）とした。資金の区分別の内訳は表6のとおりである。

平成24年度の資金交付計画（補正後予算（予備費含む））の総額は、前年度の3,500億円から230億円減額の3,270億円とした。この原資として、一般会計からの出資金144億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金69億円、借入金1,800億円（財政融資資金）、農林漁業信用基金からの寄託金17億円及び自己資金等1,241億円（うち財投機関債250億円）を充当することとした。また、日本政策金融公庫農林水産業者向け業務の貸付けにより生じる政策コストについて、一般会計からの補給金183億43百万円（23年度当初190億21百万円）、東日本大震災復興特別会計からの補給金30百万円の繰入れを予定した。

なお、平成24年度末時点の日本政策金融公庫農林水産業者向け業務に対する政府出資金は3,631億円となっている。

表6 日本政策金融公庫貸付計画

区 分	24年度	23年度	比較増△減
経営構造改善	174,410	183,910	△9,500
基 盤 整 備	40,884	44,554	△3,670
一 般 施 設	69,906	74,286	△4,380
経営維持安定	39,800	52,250	△12,450
災 害	5,000	5,000	0
合 計	330,000	360,000	△30,000

(注) 23年度、24年度とも、補正予算後の計数。

(2) 制度改正

平成24年度における融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

- ア 大規模化する担い手農業者の資金需要に対応するため、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、貸付限度額を引き上げた。
- イ 配合飼料価格の高騰・高止まりへの対策として、農林漁業セーフティネット資金について、貸付限度額の特例措置を講じ、実質無担保・無保証人融資制度を構築した。
- ウ 森林法の改正に伴い、林業基盤整備資金（造林）及び森林整備活性化資金について、貸付金の使途に森林経営計画に基づいて行う事業を追加した。
- エ 木材価格下落の影響を受けた林業者の競争力強化のため、林業関係資金（林業基盤整備資金、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金）について、実質無担保・無保証人融資制度を構築した。
- オ 漁業経営改善支援資金について、貸付限度額の特例が適用される漁業構造改革総合対策事業の改革計画の認定期限を延長した。

3 株式会社日本政策金融公庫資金

(1) 貸付状況

平成24年度の貸付額は表7のとおり3,188億円で、貸付計画額3,300億円を下回った。

ア 経営構造改善関係資金

平成24年度の経営構造改善関係資金の主な貸付額

をみると、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）は1,097億円、経営体育成強化資金は76億円、農業改良資金は233億円、漁業経営改善支援資金は106億円、中山間地域活性化資金は117億円となった。これらの結果、全体としては、1,633億円となった。

イ 基盤整備関係資金

平成24年度の基盤整備関係資金の貸付額をみると、農業基盤整備資金は78億円、担い手育成農地集積資金は78億円、林業基盤整備資金は86億円、森林整備活性化資金は3億円、漁業基盤整備資金は2億円となった。これらの結果、全体としては、247億円となった。

ウ 一般施設関係資金

平成24年度の一般施設関係資金の主な貸付額をみると、農林漁業施設資金は453億円、特定農産加工資金は186億円、食品流通改善資金は160億円となった。これらの結果、全体としては、974億円となった。

エ 経営維持安定関係資金

平成24年度の経営維持安定関係資金の貸付額をみると、農林漁業セーフティネット資金は293億円、漁業経営安定資金は9億円となった。これらの結果、全体としては、302億円となった。

オ 災害関係資金

平成24年度の災害関係資金の貸付額は、全体として32億円となった。

農林漁業施設	45,320	43,230
畜産経営環境調和推進	-	17
特定農産加工	18,637	15,601
食品産業品質管理高度化促進	2,630	2,270
漁 船	3,530	2,738
水産加工	8,151	4,297
食品流通改善	15,993	18,240
食品安定供給施設整備	553	1,013
塩業、新規用途、乳業	2,570	70
経営維持安定	30,209	52,835
漁業経営安定	903	-
農林漁業セーフティネット	29,306	52,835
災 害	3,193	2,795
計	318,761	309,565

(注) 単位未満四捨五入につき合計と内訳が一致しないことがある。

(2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置

「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れた農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、資金繰りに余裕がない貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じた。

4 農業近代化資金

農業近代化資金は、昭和36年に創設され、農業者等の農業経営の近代化に資することを目的に、都道府県が行う利子補給等の措置に対して助成すること等により長期かつ低利な施設資金等の円滑な供給に努めてきたところであるが、三位一体改革により、平成17年度に都道府県に対する国の助成を廃止するとともに税源移譲し、現在は、国枠を除き都道府県の自主的な判断の下で事業を実施している。

(1) 融 資 状 況

平成24年度の融資実績は383億円（うち国枠1.2億円）で、融資件数は4,717件（うち国枠1件）となった。（表8）

表8 農業近代化資金利子補給承認状況

	(単位：件、百万円)			
	24年度		23年度	
	件数	金額	件数	金額
個人施設	4,587	32,895	4,338	31,312
うち認定農業者向け	4,059	24,951	3,842	24,148
うちその他担い手向け	528	7,944	496	7,163

表7 日本政策金融公庫資金貸付額

区 分	(単位：百万円)	
	24年度	23年度
経営構造改善	163,269	143,788
農業経営基盤強化	109,717	98,369
経営体育成強化	7,569	5,043
農業改良	23,325	25,240
林業構造改善事業推進	-	-
林業経営育成	202	464
漁業経営改善支援	10,626	6,828
中山間地域活性化	11,709	7,344
振興山村・過疎地域経営改善	120	500
基 盤 整 備	24,706	22,670
農業基盤整備	7,812	6,841
担い手育成農地集積	7,830	6,554
林業基盤整備	8,570	8,746
森林整備活性化	293	299
漁業基盤整備	200	230
一 般 施 設	97,384	87,476

共同利用施設	130	5,405	149	6,083
合 計	4,717	38,300	4,487	37,395

(注) 単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

(2) 融 資 残 高

平成24年12月末の融資残高は1,894億円（うち国枠15億円）となった。

(3) 農業近代化資金（国枠）の予算及び決算

平成24年度における農業近代化資金利子補給金の当初予算額は616万3千円であり、補正後の予算額266万7千円に対し決算額は266万7千円となった。（表9）

表9 農業近代化資金の予算額及び決算額

	(単位：千円)			
	24年度		23年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業近代化資金	(6,163)		(11,022)	
利子補給金	2,667	2,667	3,721	3,520

(注) ( ) 内は当初予算である。

5 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金は、平成6年度に創設され、認定農業者に対して、それぞれの計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な短期運転資金を、都道府県農業信用基金協会と民間金融機関との協調融資方式により融資してきており、平成23年度には、六次産業化法認定者（農業者）を対象者に追加している。

(1) 融資状況及び融資残高

平成24年度末の極度契約額は229億円（表10）で、平成24年度末の融資残高は139億円となった。

表10 農業経営改善促進資金極度契約額

	(単位：件、百万円)			
	24年度		23年度	
	件数	金額	件数	金額
認定農業者	1,703	22,871	1,585	21,248
六次産業化法認定者	4	75	1	40
合 計	1,707	22,946	1,586	21,288

(2) 農業経営改善促進資金の予算及び決算

平成24年度における農業経営改善利子補給金等交付事業費の当初（補正後）予算額は14,555万3千円であり、決算額は6,370万9千円となった。（表11）

表11 農業経営改善促進資金の予算額及び決算額

	(単位：千円)			
	24年度		23年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業経営改善利子補給金等交付事業費	145,553	63,709	183,429	37,428

6 農業信用保証保険

農業信用保証保険制度は、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき（独）農林漁業信用基金が行う農業信用保証の制度を確立し、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする制度である。

平成24年度においては、農業信用保証保険制度を利用できる農業者等として事業協同組合等を追加するとともに、融資機関として（株）商工組合中央金庫等を追加し、農業振興に必要な民間資金がさらに円滑に融通されるよう措置した。

(1) 農業信用基金協会の業務概況

平成24年度末の債務保証残高は6兆6,731億円（農業近代化資金1,493億円、農業改良資金79億円、就農支援資金176億円、一般資金等6兆4,984億円）で、前年度末の6兆7,650億円に対し919億円の減少となった。

また、平成24年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は137億円で、前年度の146億円に比べ9億円減少した。

この結果、平成24年度末の求償権残高は975億円となった。

(2) (独) 農林漁業信用基金の業務概況（農業関係係）

平成24年度末の保険価額残高は、保証保険3兆2,439億円で、前年度末の保証保険3兆3,667億円に対し、1,228億円の減少、融資保険は前年度同額の110億円となった。各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金491億円で、前年度末と同額となった。

また、平成24年度において基金協会等に支払った保険金の額は46億円で、前年度の52億円に対し6億円減少した。

この結果、平成24年度末の支払保険金残高は1,021億円で、前年度の1,002億円に対し19億円の増加となった。

(参考) 全国農協保証センターの業務概況

平成24年度末の再保証引受額及び保証引受額は

4,758億円（前年度4,444億円）、再保証残高及び保証残高は4兆1,403億円（前年度4兆893億円）となった。

(3) 農業信用保証保険関係の予算と決算

平成24年度においては、(独)農林漁業信用基金の財務基盤を強化するための予算として3億735万6千円を交付した。また農業経営改善促進資金の貸付原資

を低利で預託するため、農業信用基金協会が預託用に借り入れた借入金に対する利子補給金等として6,370万9千円を交付した。さらに東日本大震災復旧・復興のための予算として(独)農林漁業信用基金に6億5,646万円、農業信用基金協会に1,425万8千円を交付した。(表12)

表12 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

(単位：千円)

区 分	24年度		23年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業経営金融支援対策費補助金				
農業経営改善利子補給金等交付事業	(145,553)		(183,429)	
農業経営復旧対策特別保証事業費			50,000	3,302
農業経営復旧・復興対策特別保証事業費	(127,500)		1,911,749	1,883,000
農業信用保証事業交付金				
農業信用保証保険基盤安定事業交付金	(307,356)		(766,932)	
農業経営復旧対策特別保証事業交付金			686,000	686,000
農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金	(656,460)		5,049,180	5,049,180

(注) ( ) 内は当初予算である。

## 第 5 節 農林漁業関係の税制

### 平成23年から平成24年にかけての税制改正の経緯

平成23年度税制改正については、平成23年1月25日に「所得税法等の一部を改正する法律案」(「当初税法案」)が国会に提出された後、参議院で与野党の議席数が逆転するいわゆる「ねじれ国会」の下で、当初税法案は年度内に成立せず、平成23年3月31日に期限の到来する租税特別措置等について、その期限を同年6月30日まで3ヶ月間延長する「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案」が、同年3月22日に衆議院議員提出法律案として国会に提出され、同月31日に成立した(いわゆる「つなぎ法」)。その後、与野党間(民・自・公)で協議が行われ、6月10日に、政策税制措置の拡充、期限切れ租税特別措置の延長等に関する部分の法案(「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」)に

ついては6月22日に可決したが、それ以外の部分については、引き続き与野党間で協議を続けることとされ、継続審議とされた。その後、10月28日には、法案に関する与野党協議の状況を踏まえて、政府提案の形で、法案のうち納税者権利憲章の策定に関する部分を削除する等の修正がなされ、また、11月18日には、衆議院財務金融委員会において、民・自・公3党の共同提案による修正案が提出され、法案のうち個人所得課税、資産課税、消費課税に関する部分が削除された上で、11月30日に可決・成立、12月2日に施行された。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対しては、税制においても、被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取り組みの推進を図るための対応がなされた。平成23年4月19日には、東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、被災納税者の実態等を踏まえた緊急の対応として、住宅や家財等に係る損失の雑損控除の特例、被災事業用資産の損失の特例等の措置を盛り込んだ「東日本大震災の被災者等に関する国会関係法律の臨時特例に関する法律案」

が国会に提出され、同月27日に成立・施行された。また、復旧・復興の状況等を踏まえ、さらなる措置を講ずるため、同法の一部を改正する法律案が11月4日に国会に提出され、12月7日に成立、同月14日に施行された。また、復旧・復興のために要する財源について、歳出削減及びさらなる税外収入の確保に加え、臨時的な税制措置を行うため、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案」が10月28日に国会に提出され、11月30日に成立、12月2日に施行された。

こうした中、平成24年度税制改正については、平成23年9月末に各省庁から税制改正要望が提出され、10月より、政府税制調査会で審議が開始された。これまでの税制調査会における議論の積み重ねにも立脚しながら、成長戦略に資する税制措置、税制の公平性確保と課税の適正化、平成23年度税制改正の積み残し事項の取扱いといった、特に喫緊の対応を要する税制改正事項の検討を進め、これらの事項を中心に改正を行うこととされた。その結果、12月10日に、「平成24年度税制改正大綱」が閣議決定された。これに基づき、平成24年1月27日に「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、3月30日に可決・成立し、4月1日に施行された。

#### (1) 農林水産関係税制改正事項

##### ア 農業経営の安定化

- (ア) 農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例（1KL当たり32,100円免除）の適用期限を3年延長する。（軽油引取税）

##### 【検討事項】

軽油引取税に係る課税免除措置の適用期限延長後の取扱いについては、地球温暖化対策や燃料課税全体のあり方に関する議論もあることから、東日本大震災からの復興状況、課税免除措置廃止による国民生活への影響、国・地方を通じた財政事情等も勘案しつつ、引き続き検討する。

- (イ) 農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置（1KL当たり2,040円）の適用期限を2年延長する。（石油石炭税）
- (ウ) 平成24年度以降の農地に対する負担調整措置を存続する。（固定資産税・都市計画税）
- (エ) 農地に係る贈与税の納税猶予を適用している場合の貸付けの特例等を創設する。（納税猶予の適用期間が10年以上、65歳未満は20年以上の場合）（贈与税・不動産取得税）
- (オ) 石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用A重油及び農林漁業用の軽油の免税・還付措置を

設ける。（石油石炭税）

- (カ) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額の特別控除（7%）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

##### 【経産省等5省庁共管】

##### イ 農林水産関連産業の振興

- (ア) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づきバイオ燃料製造設備を新設した場合の課税標準の特例措置（3年間2分の1控除）の適用期限を2年延長する。（固定資産税）
- (イ) 公害防止関連施設（污水等処理施設）の課税標準の特例（2/3控除）の適用期限を3年延長する。（固定資産税）

##### 【経産省等5省庁共管】

##### 【検討事項】

金融証券税制については投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する。

##### ウ 農山漁村の活性化・環境対策の推進

- (ア) 再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保
- 温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討する。
- (イ) 再生可能エネルギー発電施設（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）について、課税標準を最初の3年間1/3控除とする措置を2年間講ずる。（固定資産税）

##### 【経産省等3省庁共管】

- (ウ) 試験研究を行った場合の税額の特別控除（増加型又は高水準型）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

##### 【経産省等7省庁共管】

- (エ) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減（資本金の増加 1,000分の7→1,000分の3.5等）について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を2年

延長する。(登録免許税)

(1) 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記

1,000分の5 (現行1,000分の3.5)

(2) 分割による法人の設立等の場合における次の登記

① 不動産の所有権の移転登記 1,000分の4 (現行1,000分の2)

② 船舶の所有権の移転登記 1,000分の23 (現行1,000分の12)

【経産省共管】

## エ 森林・林業施策の推進

(ア) 林業経営の継続を確保するための納税猶予制度を創設する。(森林経営計画に従って施業及び路網整備を行う山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予)(相続税)

### 【検討事項】

山林に係る相続税・贈与税については、新たに創設される相続税の納税猶予制度の執行及び適用の状況、施業の集約化・路網整備の徹底という政策目的の達成状況等を踏まえ、課税価格の特例制度や贈与税の納税猶予制度等の必要性について検討を行う。

(イ) 再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保 (再掲)

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討する。

(ウ) 山林所得に係る森林計画特別控除(20%)について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。(所得税)

a 森林法の改正に伴い、本特例の対象者を同法に規定する森林経営計画の認定を受けた者とする。

b 山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が3,000万円を超える者の3,000万円を超える部分の控除率を10%(現行:一律20%)に引き下げる。

(注) 改正前の森林法に規定する森林施業計画の認定を受けた者についての所要の経過措置を講ずる。

(エ) 農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例(1KL当たり32,100円免除)の適用期限を3年延長する。(軽油引取税)(再掲)

(オ) 石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用A重油及び農林漁業用の軽油の免税・還付措置を設ける。(石油石炭税)(再掲)

(カ) 「森林施業計画」の名称を「森林経営計画」に改める森林法の一部改正に伴う所要の措置を行う。(複数税目)

## オ 水産施策の推進

(ア) 農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例(1KL当たり32,100円免除)の適用期限を3年延長する。(軽油引取税)(再掲)

(イ) 農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置(1KL当たり2,040円)の適用期限を2年延長する。(石油石炭税)(再掲)

(ウ) 石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用A重油及び農林漁業用の軽油の免税・還付措置を設ける。(石油石炭税)(再掲)

### 【期限の到来等をもって廃止となるもの】

(ア) 旧自作農創設特別措置法等の規定に基づく売渡し等に係る土地の所有権の移転登記等の非課税措置(登録免許税)

(イ) 廃棄物再生処理設備(食品循環資源再生処理装置)の固定資産税の課税標準の特例措置(3年間、1/5控除)(固定資産税)

## 第6節 農業者年金制度

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進するという政策目的を達成するために昭和46年に創設された。

その後、高齢化の進展等により、加入者1人で受給者約3人を支える状況等になったことから、少子高齢化などに対応できる安定した制度に再構築することとし、平成14年1月に制度改正を行った。これに伴い、農業者年金事業の実施主体は特殊法人農業者年金基金から独立行政法人農業者年金基金へ移行した(平成15年10月1日)。

### 1 制度の概要

#### (1) 政策目的

政策目的については、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること。

#### (2) 加入要件

加入要件については、国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の者。



### (3) 財政方式

財政方式については、将来受け取る年金財源を加入者自らが積み立てる、加入者数や受給者数に左右されず長期的に安定した積立方式。

### (4) 政策支援

認定農業者で青色申告の者等に対し、保険料の政策支援を行っている。

ア 政策支援対象者については、

(ア) 60歳までに20年以上加入することが見込まれる者

(イ) 必要経費等控除後の農業所得で900万円以下の者のうち、次の者

- a 認定農業者又は認定就農者で青色申告者。
- b aの者と経営方針や役割分担等について取り決めた家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者。
- c 認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者。
- d 35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者とする。

イ 政策支援割合は、対象者の状況に応じて2/10、3/10及び5/10の支援を行う。

ウ 国庫助成は、35歳未満であれば、要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算して20年間受けることができる。

## 2 被保険者等の状況（24年度末）

(1) 加入者数（累計）	105,1353人
(2) 被保険者数	50,733人
(3) 平成24年度新規加入者	3,014人

## 第7節 農業協同組合等

### 1 農業協同組合及び同連合会

#### (1) 農協系統の現状

「食料・農業・農村基本計画」において、「行政としては、農業者の信頼を得て実績を上げている取組事例を幅広く周知するよう努めるとともに、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる」とされていることを踏まえ、農協が販売事業等を通じて農業者の営農支援や所得向上に実績を上

げている取組事例を収集し、「農業の発展に成果を出している農協の取組事例」として10事例をホームページで公表したほか、平成24年度が適用期限であった農林中央金庫等の合併に係る課税の特例（租税特別措置法第68条の2）の3年間の延長を措置した。

また、農協系統は、「次代へつなぐ協同」をテーマに平成24年10月に開催された第26回JA全国大会において、10年後にJAグループがめざす姿として、

- ① 消費者の信頼にこたえ、安全で安心な国産農畜産物を持続的・安定的に供給できる地域農業を支え、農業所得の向上を支える姿
  - ② 総合事業を通じて地域のライフラインの一翼を担い、協同の力で豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献している姿
  - ③ 次世代とともに、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、存立している姿
- を決議した。

以上のような状況の下、農協系統の現状を概観すると、25年3月31日現在における農業協同組合の数は総合農協738、連合会が202で24年度中に総合農協が3、連合会が5それぞれ減少している。24年度における総合農協の合併実績は3件であり参加農協数は6農協であった。

23事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、466万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し約5万2千人減少し、准組合員の数は509万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し約19万2千人増加している。

#### (2) 農協系統の財務の概況

23事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・純資産の計）97兆5,583億円で、前年度比2.8%増加した。これら調達資金の91.5%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の91.8%である89兆5,772億円が信用事業資産（預金、貸出金、有価証券等）であり、前年度比2.3%増加している。固定資産は前年度比1.5%減少し2兆9,339億円、外部出資は前年度比22.6%増加し3兆3,878億円である。

純資産については、6兆1,553億円で、前年度比3.4%増加した。

#### (3) 農協系統の行う各事業の概況

ア 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

23事業年度末における1組合平均の営農指導員数

は19.9人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の11.6%となっている。

#### イ 信用事業

農協における24年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は89兆6,929億円、貸出金残高は21兆6,365億円（日本公庫資金及び金融機関貸出を除く。）、有価証券残高は4兆7,374億円となっている。

#### ウ 経済事業

23事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、4兆2,260億円となっており、そのうち主要なものは畜産1兆550億円（25.0%）、米9,054億円（21.4%）、野菜1兆2,715億円（30.1%）、果実4,072億円（9.6%）である。

また、購買事業の取扱高は2兆9,662億円となっており、そのうち主要なものは飼料3,555億円（12.0%）、肥料3,075億円（10.4%）、農薬2,350億円（7.9%）、農業機械2,256億円（7.6%）、燃料4,358億円（14.7%）、食料品2,987億円（10.1%）、家庭燃料2,476億円（8.3%）である。

#### エ 共済事業

24年度末の共済事業における長期共済保有契約高（保障ベース）は、297兆3,299億円（前年度末303兆7,308億円）、短期共済契約高（掛金ベース）は、4,764億円（前年度末4,506億円）となっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金1兆196億円、満期共済金2兆3,870億円、合計3兆4,066億円となった。

#### オ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県（郡）厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、24年度末現在では33都道府県で35連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は113病院、63診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

#### カ 農業経営の実績

農協は、農地の引受手が不足し、又は不足すると見込まれる地域において、農業経営を実施している。

24年10月末時点で、40農協が農業経営を実施しており、このうち、耕種部門を実施している農協における引受農地面積は161ha（うち46haが耕作放棄地

の活用）となっている。

## 2 農業協同組合中央会

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する調査・研究等を実施している。

平成24年度の財務規模（一般会計予算）は、全国農業協同組合中央会にあっては67億6,613万円、都道府県農業協同組合中央会にあっては482億8,807万円となっている。

## 3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、平成24年度末においては8,509法人（前年度同期8,192法人）となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は1,585、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,087、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は5,837となっている。

また、作目別に見ると単一作目が6,182法人で圧倒的に多く、複合作目は2,327法人である。単一作目では、普通作（稲等）2,052法人、畜産（酪農、肉用牛、養豚、養鶏等）1,595法人、野菜755法人、果樹467法人等が多い。

## 4 農林漁業団体職員共済組合

農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象とした農林年金制度は、平成14年4月の厚生年金との統合により、職域年金相当部分のみを支給するため経過的に存続することとなっている。（24年度末年金受給権者396,649人）

# 第8節 農業災害補償制度

## 1 概 要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和4年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填し農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国が再保険を行うものとして、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国が再保険を行わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表13のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている（地域の意向を踏まえ、都道府県の区域の組合と国との2段階制による事業実施も可能。）。

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務により、農業共済団体等に対し、共済金及び保険金の支払財源が不足する場合に融資を行っている。

表13 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共済目的 (対象となる作物等)
農作物共済	水稲、陸稲、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
任意共済	建物、農機具その他上記以外の農作物等

- (注) 1 農作物共済及び家畜共済は、原則としてその実施が義務付けられている。他の共済事業は、地域の実態に応じて実施する。
- 2 果樹共済には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。
- 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず及びはるみを総称したものである。

- 4 特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設（雨よけ施設等）をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。
- 5 任意共済は、農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金国庫負担等の助成措置は行われていない。また、任意共済として現実に共済目的になっているものは、建物と農機具のみである。

## 2 制度の運営

### (1) 平成24年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた処置

平成24年度は、4月の急速に発達した低気圧の影響による暴風雨、5月の茨城、栃木における竜巻・降ひょう等により、特に園芸施設において、大きな被害が発生した。また、7月には梅雨前線豪雨の影響により九州北部を中心として、河川の氾濫や圃場への土砂流入による農作物等の被害が発生した。

被害の発生に対する主な対応として、以下のとおり通知を發出し、損害防止対策や事後対策の実施について組合員等への周知を図るとともに、遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払体制の確立等について農業共済団体等に指導した。

ア 平成24年5月に発生した突風、降ひょう、大雨等の影響により農作物等への被害が発生したことから「平成24年5月に発生した突風、降ひょう、大雨等による農作物等の被害に係る迅速かつ適正な損害評価の実施、共済金の早期支払等について」（保険監理官通知（平成24年5月8日付け24経営第386号））を發出した。

イ 平成24年7月に九州北部豪雨の影響により農作物等への被害が発生したことから「平成24年7月3日からの九州北部における大雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について」（保険監理官通知（平成24年7月5日付け24経営第1261号））を發出した。

ウ 平成24年の梅雨前線豪雨の影響により農作物等への被害が発生したことから「平成24年梅雨前線豪雨等による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等につい

て」(保険監理官通知(平成24年7月13日付け24経営第1338号))を发出了した。

エ 平成24年8月に発生した大雨及び突風の影響により農作物等への被害が発生したことから「平成24年8月13日からの大雨及び突風による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について」(保険監理官通知(平成24年8月21日付け24経営第1651号))を发出了した。

オ 平成24年度の冬期の大雪に対して「今冬期の大雪による被災農業者等への農業共済制度及び災害復旧資金の迅速・的確な対応について」(経営局長通知(平成25年3月5日付け24経営第3412号))を发出了した。

#### (2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会(会長 出口正義)は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、森林国営保険法(昭和12年法律第25号)、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)及び漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)により、当該審査会の権限に属させた事項を処理する。

農林漁業保険審査会には、農業共済再保険部会、森林保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれており、審査事項は、それぞれの保険等について、政府を相手として提起する訴えに関する審査である。

#### (3) 果樹共済及び畑作物共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる果樹共済及び畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式について、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会(農業共済部会)に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、果樹共済にあつては平成25年2月6日付け農林水産省告示第447号、畑作物共済にあつては平成25年2月6日付け農林水産省告示第448号をもって基準共済掛金率等が告示され、新たに開始される共済関係から適用することとされた。

### 3 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

#### (1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、昭和45年度から4次にわたり組合等の広域合併を行ってきており、平成22年11月からは1県1組合化を推進している。

この結果、平成24年4月1日現在で組合等数は255(うち組合201、共済事業を行う市町村54)で、このうち6都県(群馬県、東京都、神奈川県、福井県、熊本県及び沖縄県)が1県1組合に移行している。

#### (2) 運営指導

平成24年4月25日に都道府県主管課長及び農業共済担当者を集め、24年度における農業共済事業の運営方針について説明し、組合等に対する指導を指示した。また、同日、連合会等参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、都道府県及び連合会等の担当者を集めた会議や種々の研修会を開催し、事業の適正運営に関する指導や研修を実施した。

#### (3) 団体等への助成

農業災害補償法に基づき行う共済事業及び保険事業に関する基幹的な事務を行うのに要する人件費、庁費などの経費を農業共済事業事務費負担金として負担しており、現行の損害評価員による把握の方法に代え、衛星画像を活用した新たな損害評価方法を確立するための経費を農業共済事業運営基盤強化対策費補助金として農業共済団体等に補助している。平成24年度における交付実績は、全都道府県41連合会201組合で、農業共済事業事務費負担金386億8,515万円、農業共済事業運営基盤強化対策費補助金2,679万円となっている。

## 4 事業の実績(任意共済事業を除く)

#### (1) 農業共済への加入状況

平成24年産(度)の各事業を通じての延加入数は2,099千戸であり、総共済金額は2兆5,895億円となっている。

#### (2) 共済掛金の国庫負担等

共済掛金は合計で1,147億円であり、このうち国庫負担は576億円、農家負担は571億円、平均国庫負担割合は50%となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については2段階の超過累進制(基準共済掛金率3%を境に50%と55%)をとっており、その他は定率で、畑作物は55%(蚕繭は50%)、豚40%、その他の作目(水稻、果樹等)については50%と定められている。

#### (3) 共済金の支払状況

平成24年産(度)において、農家に支払った共済金は合計で833億円(平成25年9月末現在)であった。

#### (4) 農業共済再保険特別会計

この会計は、平成19年度から特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)に基づき、国の行う農業共済再保険事業を経理するためのものであり、再保険金支

払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定の6つの勘定に区分されている。

平成24年度の各勘定における収支の概要は、次のとおりである。(計数は単位未満切捨てによる。)

#### ア 再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入258億1,610万円、預託金利子収入2,243万円の合計258億3,854万円であったが、他の勘定において再保険金支払財源に不足を生じなかったため繰入を要しなかったので支出は皆無であり、差引258億3,854万円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

#### イ 農業勘定

当勘定の収支は、収入257億5,492万円、支出104億515万円、差引153億4,977万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額1億2,395万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると152億2,581万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

#### ウ 家畜勘定

当勘定の収支は、収入360億4,040万円、支出283億3,259万円、差引77億781万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額97億8,564万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると20億7,782万円の不足となる。この不足金は、積立金から補足することとして決算を結了した。

#### エ 果樹勘定

当勘定の収支は、収入38億3,880万円、支出16億7,714万円、差引21億6,166万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額13億2,863万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると8億3,302万円の剰余となる。この剰余金は、農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律(昭和52年法律第1号)第1条第2項の規定により一般会計へ繰り入れることとして決算を結了した。

#### オ 園芸施設勘定

当勘定の収支は、収入30億4,024万円、支出23億7,290万円、差引6億6,734万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額5億303万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると1億6,430万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

#### カ 業務勘定

当勘定の収入は一般会計より受入7億9,330万円、

雑収入等12万円の合計7億9,343万円、支出は業務取扱費7億9,343万円であり、差引42万円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

#### (5) 独立行政法人農林漁業信用基金(農業災害補償関係業務)の事業実績

農業共済事業に係る共済金及び保険金の支払に必要な資金として、平成24年度に独立行政法人農林漁業信用基金が農業共済団体等へ貸し付けた実績は、13件で32億5,503千円である。

## 第9節 災 害 対 策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、農林水産関係に甚大な被害をもたらした。昨年の年報記述後の状況変化及び農林水産省の対応と今後の取組について記述する。

また、平成24年は、風水害による被害が顕著であった。5月竜巻等の突風、7月九州北部豪雨、8月の前線による大雨、9月の台風第17号等により多くの人的被害や住家被害等が生じた。これらの災害により、農作物等、農地・農業用施設、林地荒廃、林道施設、養殖施設及び漁港等に被害が生じ、平成24年度の農林水産関係被害は、農林水産物で約266億円、農林水産関係施設で約1,542億円の合計総額約1,808億円の被害額となった。

主な災害及び災害対策の概要等は、以下のとおりである。

### 1 東日本大震災

#### ア 災害の状況

平成23年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」は、マグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であり、世界でも1900年以降4番目の巨大地震であった。この地震により、広範囲に揺れが観測され、日本各地で大きな津波が発生し、加えて、原子力発電施設の事故が重なるという、未曾有の複合的な大災害となった。

この災害により、死者・行方不明者は12都道県で見られ、死者1万5,883人、行方不明者2,676人(平成25年5月10日時点)という極めて深刻な被害をもたらした。

住家についても、全壊は9都県で発生し、その数約13万棟、半壊は12都道県で発生し、その数約27万棟(平成25年5月10日時点)となる大きな被害が生じた。

水産業関係では、全国の漁業生産量の5割を占める7道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）を中心に大きな被害が生じ、漁船約29千隻、漁港施設319漁港等に、総額で約12,637億円の被害が発生した。また、農林業関係では、津波により、6県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）を中心に、総計2.1万haに及ぶ農地に被害が生じ、農地約18千箇所、農業用施設等約18千箇所、農作物、林地施設等に、総額で約11,204億円の被害が発生した。農林水産関係の被害総額は、約23,841億円となった。（平成24年7月5日現在）

#### イ 農林水産省の主な対応（平成25年3月）

- (ア) 復旧・復興について
- a 農地の復旧・復興
    - (a) 被災した農地（21,480ヘクタール）については、平成26年度までの概ね3年間で復旧することを目指し、平成24年度春の作付期までに8,190ヘクタール（38%）で営農再開が可能となった。
    - (b) 加えて、平成25年度の営農再開に向けて、5,280ヘクタールで復旧工事を実施中。今春までに13,470ヘクタール（63%）で営農再開が可能となる見込み。
    - (c) 併せて、9,400ヘクタールの農地（一体的に整備する被災農地以外を含む）で大区画化を実施中。
  - b 漁港等の復旧・復興
    - (a) 被災した319漁港のうち、平成25年3月末までに115港（36%）で全延長の陸揚げ機能が回復する見込み。また、被災した820の水産加工施設のうち、567施設（69%）で業務を再開。
    - (b) 平成25年度末までに主要な漁港の施設復旧を概ね完了させるとともに、流通・加工機能等を強化。その他の沿岸漁業・養殖業の基地となる漁港も、平成27年度末までに漁港施設の復旧を概ね完了予定。
  - c 先端技術の大規模実証
    - (a) 成長力のある新たな農林水産業を育成するため、宮城県で農業・農村分野（5課題、約100ヘクタール）、岩手県で漁業・漁村分野（3課題）の先端技術を駆使した大規模実証研究を実施。
    - (b) 平成25年度は、福島県と岩手県で農業・農村分野を、宮城県で漁業・漁村分野を新たに実施。
  - d 海岸防災林の再生
    - (a) がれきを再生・利用して、海岸防災林を再生する取組みを推進。被災した海岸防災林約140kmのうち、平成24年度末までに約50kmで工事に着手。
    - (b) 基盤造成を概ね平成27年度末までに完了し、平成32年度末までに植栽を含め全体の復旧を完了する予定。
- (イ) 原子力発電所事故への対応
- a 安全な食料の供給
    - (a) 農地の反転耕等による除染やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。併せて、作付制限や収穫後の検査により安全性を確保。
    - (b) 福島県では、米について県全体で全袋検査（約1,000万袋）を実施。
  - b 放射性物質の濃度水準の状況
 

農畜産物に含まれる放射性セシウムの濃度水準は低下。平成24年度の検査結果（平成25年2月28日現在）を見ると、平成23年度末までと比べ、100Bq/kg超過の割合も大幅に低下。（例えば、野菜類では3.0%から0.03%に、果実類では7.7%から0.3%に超過割合が低下。）
  - c 農林水産業の再開に向けた取組
    - (a) 農用地等の除染を行い、生活インフラの復旧と合わせて、農地、農業用施設などの農林水産業関連インフラの復旧等を実施。
    - (b) 農業者の帰還の進捗と合わせて、営農再開に向けて除染後の農地等の保全管理や作付実証等の条件整備を推進。
    - (c) 林業再生に向け、公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に推進。
    - (d) 操業を全面自粛している福島県では、放射性物質の値が低い海域・魚種について平成24年6月下旬から試験的な操業を開始。
  - d 「農林水産省原子力災害対策の手引き」の策定
 

原発事故の発生時に、迅速に対応するため、福島第1原発事故の経験を踏まえ、1) 放射性物質濃度の調査、2) 出荷制限、作付制限、3) 農林水産業者への技術指導、4) 除染・放射性廃棄物対策、等 農林水産分野で対応すべき措置についての手引きを策定。
  - e 「食べて応援しよう！」の推進
    - (a) 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、全府省庁の食堂・売店を含め、被災地産食品の利用・販売の拡大を推進。
    - (b) 被災地産食品販売フェア等で386件、社内

食堂等での食材利用では69件の取組があるなど、平成25年2月末までに519件の取組。

f 円滑な賠償金の支払いに向けた働きかけ

- (a) 農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、原発事故連絡会議を開催（平成25年2月までに11回開催）するなど、東京電力に対して、賠償金の早期支払いに向けた働きかけを実施。
- (b) 平成25年2月28日までに合計約4,330億円の請求に対し、3,587億円を支払い（約83%）。

## 2 台風等風水害

### (1) 平成24年5月に発生した突風等

#### ア 災害の状況

平成24年5月6日、日本の上空約5,500mに、氷点下21度以下の強い寒気が流れ込んだ。一方、同日9時には日本海に低気圧があって、東日本から東北地方の太平洋側を中心に、この低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ。さらに、日射の影響で地上の気温が上昇したことから、東海地方から東北地方にかけて大気の状態が非常に不安定となり、落雷や突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生した。

茨城県つくば市付近においては、藤田スケールでF3（風速が毎秒70～92mに達する）と推定される竜巻が発生した。また、栃木県真岡市から茨城県常陸大宮市にかけての地域においては藤田スケールでF1～F2（風速が毎秒33～69mに達する）と推定される竜巻が、茨城県筑西市付近においては藤田スケールでF1（風速が毎秒33～49mに達する）と推定される竜巻が発生した。

この突風等により、死者3人及び負傷者59人の人的被害が発生した。また、住家被害としては、住家全壊89棟、住家半壊197棟、住家一部破損978棟等の被害が発生した。

農林水産関係では、茨城県、栃木県等で、ビニールハウス等502棟、農作物等929ha、農地11箇所、農業用施設4箇所、森林10箇所に、総額で約10億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省の主な対応

- (ア) 被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に依頼。
- (イ) 農業共済の迅速かつ適切な損害評価の実施及び早期支払体制の確立について農業共済組合連合会等に通知を发出。

(ウ) 岩本農林水産副大臣が、茨城県（筑西市）、栃木県（真岡市）を現地視察。

(エ) 「突風・降ひょうにより被災した農業者への追加支援策」を公表。

### (2) 平成24年7月九州北部豪雨（6月8日から7月23日までの間の豪雨及び暴風雨）

#### ア 災害の状況

平成24年7月11日から14日にかけて、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から非常に湿った空気が流れ込み、九州北部を中心に大雨となった。

熊本県阿蘇市阿蘇乙姫では、7月11日0時から14日24時までに観測された最大1時間降水量が108.0ミリ、最大24時間降水量が507.5ミリとなり、それぞれ観測史上1位の値を更新した。この豪雨について、気象庁は「平成24年7月九州北部豪雨」と命名した。

この豪雨により、死者30名、行方不明者2名及び負傷者27名の人的被害が発生した。特に、熊本県阿蘇市では土砂災害等により21名の死者が発生した。また、住家被害としては、福岡県、熊本県及び大分県を中心とした18府県で、住家全壊363棟、住家半壊1,500棟、住家一部破損313棟、床上浸水3,298棟、床下浸水9,308棟等の被害が発生した。（一部7月1日からの大雨による被害を含む。）

農林水産関係では、福岡県、熊本県、大分県等をはじめ全国で、農作物等12,965ha、ビニールハウス等3,185棟、農地28,636箇所、農業用施設11,739箇所、林地荒廃1,461箇所、林道施設5,330箇所、漁港施設18漁港等に、総額で約1,230億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省の主な対応

- (ア) 被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に依頼。
- (イ) 農業共済の迅速かつ適切な損害評価の実施及び早期支払体制の確立について農業共済組合連合会等に通知を发出。
- (ウ) 梅雨前線による大雨に対する農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について通知を发出。
- (エ) 農林水産大臣を本部長とする「梅雨前線豪雨等に関する農林水産省災害対策本部」を開催。
- (オ) 森本農林水産大臣政務官が、熊本県（阿蘇市）、大分県（竹田市）を現地視察。
- (カ) 「梅雨前線豪雨等に関する農林水産省災害対策本部」（第2回）を開催。
- (キ) 岩本農林水産副大臣が、福岡県、大分県、熊本県を現地視察。

(ク) 政府調査団を熊本県、大分県、福岡県、鹿児島県に派遣。

(ケ) 激甚災害の指定について閣議決定。(7月31日)

(コ) 「梅雨前線豪雨等により被災した農業者等への支援策」を公表。

### (3) 平成24年8月13日から14日にかけての大雨等 ア 災害の状況

平成24年8月13日から14日にかけて、朝鮮半島から日本海中部へ伸びる前線がゆっくりと南下し、本州付近に達した。前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、近畿中部を中心に大雨となり、局地的に猛烈な雨が降った。

13日0時から14日24時までに観測された最大1時間降水量が、大阪府枚方市枚方では91.0ミリ、京都府京田辺市京田辺では78.0ミリとなり、それぞれ観測史上1位の値を更新した。

この大雨等により、死者2名、行方不明者1名及び負傷者4名の人的被害が発生した。また、住家被害としては、住家全壊14棟、住家半壊12棟、住家一部破損30棟、床上浸水1,663棟、床下浸水7,200棟等の被害が発生した。

農林水産関係では、滋賀県、京都府、大阪府等の近畿地方を中心に、農作物等61ha、農地500箇所、農業用施設305箇所、林地荒廃211箇所、林道施設154箇所等に、総額で約37億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省の主な対応

(ア) 通帳等を流失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を发出。

(イ) 被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に依頼。

(ウ) 農業共済の迅速かつ適切な損害評価の実施及び早期支払体制の確立について農業共済組合連合会等に通知を发出。

#### (4) 平成24年台風第17号

#### ア 災害の状況

平成24年9月21日3時にフィリピンの東海上で発生した台風第17号は、28日9時に石垣島の南海上で進路を北東へ変え、30日15時頃に和歌山県潮岬付近を、17時半頃三重県志摩半島付近を通過した後、19時頃に愛知県東部に上陸した。台風は関東甲信地方、東北地方を通過した後、10月1日21時に千島列島の東海上で温帯低気圧に変わった。この台風により、非常に激しい雨が降り猛烈な風が吹いた。また、海上は猛烈なしけとなり、沿岸では高潮が発生

した。

この台風により、死者1名及び負傷者182名の人的被害が発生した。また、住家被害としては、住家全壊53棟、住家半壊178棟、住家一部破損1,679棟、床上浸水196棟、床下浸水929棟等の被害が発生した。

農林水産関係では、沖縄県、鹿児島県、三重県等をはじめ全国で、農作物等28,626ha、パイプハウス等2,097棟、農地584箇所、農業用施設等703箇所、林地荒廃42箇所、林道施設755箇所、漁港施設13漁港等に、総額で約88億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省の主な対応

(ア) 農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について通知を发出。

(イ) 農地・農業用施設災害、林道施設災害の二次災害等の発生防止及び緊急を要する復旧箇所の応急対策の実施等について通知を发出。

(ウ) 山地災害の応急対応及び被害報告について通知を发出。

(エ) 漁船や養殖施設の被害防止について関係者への注意喚起を行うよう通知を发出。

(オ) 漁港施設等の災害に対する迅速な応急措置及び被害報告について通知を发出。

(カ) 被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に依頼。

#### (5) 平成24年11月末からの大雪等

#### ア 災害の状況

平成24年11月末から平成25年3月にかけては、北日本では、寒気の影響により低温となった日が続き、日本海側を中心に降雪量が多くなった。このため、青森県青森市酸ヶ湯で積雪の深さが566cmとなる等、北日本日本海側を中心に記録的な積雪となった。

この大雪により、主に屋根の雪下ろし等、除雪作業中の事故等で死者101人及び負傷者1,516人の人的被害が発生した。また、住家被害については、住家全壊2棟、住家半壊4棟、住家一部破損117棟等の被害が発生した。

農林水産関係では、青森県、秋田県、新潟県等をはじめ日本海を中心に、リンゴの枝折れ等7,716ha、ビニールハウス等4,341棟、漁港施設4漁港等に、総額で約124億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省の主な対応

(ア) 「降積雪期における対応に係る関係局庁連絡会議」を開催。



- (イ) 果樹等の被害防止に向けた技術指導の徹底について通知を发出。
- (ロ) 漁港施設・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置および工事中の各施設の必要な安全対策について通知を发出。
- (ハ) 山地災害の危険箇所所周知・点検等、林道施設及び森林被害の応急対応及び被害報告について通知を发出。
- (ニ) 農地・農業用施設災害の二次災害の防止、応急措置及び被害報告について通知を发出。
- (ホ) 漁船や養殖施設及び関連施設の適切な管理など安全対策の実施について通知を发出。
- (ヘ) 第1回「今冬期の大雪等への対応に係る関係局庁連絡会議」を開催。
- (ヘ) 土地改良事業等直轄工事の受注企業及び森林土木工事受注企業に対する除排雪対策等への協力要請について関係農政局及び関係森林管理局に通知を发出。
- (ケ) 農業上の被害防止に係る農道の除雪の推進について関係機関に通知を发出。
- (コ) 通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請について通知を发出。
- (サ) 第2回「今冬期の大雪等への対応に係る関係局庁連絡会議」を開催。
- (シ) 融雪出水期における防災態勢の強化及び山地災害等に関する注意事項について通知を发出。
- (ス) 雪崩災害、木材加工・流通施設災害等に関する注意事項及び対応について通知を发出。
- (セ) 被災農業者等への農業共済制度及び災害復旧資金の迅速・的確な対応について通知を发出。
- (ソ) 融雪等に伴う農作物等の被害防止技術対策に係る留意事項について通知を发出。

### 3 農林水産業防災対策関係予算

平成24年度の農林水産業防災対策関係予算は、表14のとおりである。

表14 農林水産業防災対策関係予算

事 項	平成24年度予算額 (単位：百万円)
1 災害予防	6,668
(1) 防災施設設備の整備	4,748
農林水産省における情報収集・伝達体制の整備	18
漁港漁村の防災対策施設の整備	99,180の内数
農山村の防災機能強化の促進（防火・防災対策林道整備）	180,061の内数
このほか、地域自主戦略交付金ならびに地域再生基盤強化交付金内で措置	

緊急時の農業水利施設の活用	
地域自主戦略交付金内で措置	
東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生	4,730
うち復旧・復興枠	712
海岸保全施設の整備	29,136の内数
うち復旧・復興枠	4,324の内数
うち全国防災経費分	4,324の内数
総合的な農地防災対策	
地域自主戦略交付金内で措置	
火山地域における治山事業の推進	3,128の内数
雪崩防止林造成	3,128の内数
林野火災の予防対策	260,288の内数
このほか、地域自主戦略交付金ならびに地域再生基盤強化交付金内で措置	
(2) その他	1,920
国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備	1,920
2 国土保全	198,629
(1) 治山事業	117,994
国有林治山事業	46,347
民有林治山事業	71,647
直轄事業	15,215
補助事業	56,432
(2) 地すべり対策事業	17,662
直轄事業	8,044
直轄地すべり対策事業	400
地すべり防止事業	7,644
補助事業	9,618
地すべり対策事業	1,854
地すべり防止事業	7,764
(3) 海岸事業	3,919の内数
(4) 農地防災事業	56,817
直轄事業	
国営総合農地防災事業等	7,812
補助事業	
農地防災事業	49,005
(5) 災害関連事業	5,640
直轄地すべり対策災害関連緊急事業	22
災害関連緊急地すべり対策事業	54
農業用施設等災害関連事業	42
治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業	5,419
治山施設災害関連事業	10
林地崩壊対策事業	42
森林災害復旧事業	1
国有林森林災害復旧造林事業	2
漁港関係災害関連事業	48
(6) その他の事業	516
保安林整備管理事業	502
特殊地下壕対策事業	14
3 災害復旧等	181,196
(1) 災害復旧事業	38,853
公共土木施設災害復旧事業	
治山施設等	1,042
直轄事業	900
補助事業	(農村振興局) 142
(林野庁) 1,425の内数	
農林水産業施設災害復旧事業	37,811
農林水産業施設	36,465

直轄事業	139
補助事業	(農村振興局) 36,326
	(林野庁) 15,117の内数
国有林野事業（治山事業を除く）	1,346
(2) 財政金融措置	138,665
災害融資	
農林漁業関係融資	5
災害保険	
農林漁業災害補償等	138,660
農業共済事業	97,245
森林保険事業	4,360
漁業共済事業	14,818
漁船損害、漁船積荷損害及び漁船船主責任損害に関する保険事業	22,237
(3) 災害復興対策等	3,678
東日本大震災に関する復興対策	
治山事業	1,197
森林整備事業	2,481
合 計	386,493

(注1) 合計額は、内数分を除いた額の集計である。